## 第 12 回 第 1 農 地 部 会 議 議 録

場 所 津市香良洲公民館 2階 研修室

出 席 部 会 委 員 1 池田 長義・2 太田 義政・3 森 恒利・5 青木 正司・6 赤塚 薫

9 大田 武士・10 奥山 勘五郎・13 丹羽 芳久・14 前田 紀男

15 杉谷 正美・16 田中 茂人・20 中川 文博・23 平井 秀次

43 後藤 勝·48 前川 正次

以上15名

欠 席 委 員 7 伊藤 征一・22 中林 長一

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長職務代理者 杉谷 正美

事 務 局 職 員 飯田事務局長・鈴村次長・竹田主査

総 合 支 所 河芸:服部主査 美里:谷川主査 安濃:紀平担当副主幹

芸濃:後藤副主幹 香良洲:東山主査

議 事 録 署 名 者 6 赤塚 薫 ・ 20 中川 文博

## 事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)

報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)

- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請取下願について(農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有 権移転)
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸 借権)
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用 貸借)
- 議案第7号 非農地証明願について
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

## 議 事 の 大 要

議 長 それでは第12回第1農地部会を開催させていただきます。

本日の欠席は、2名で、出席委員は15名です。

それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。よろしくお願いしたいと思います。

6番 赤塚 委員、20番 中川 委員、よろしくお願いします。

まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第6号まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事務局 議案書の1ページから2ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から9で、件数は9件、合計面積46, 412㎡、すべて田になります。

これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約したものであります。

続きまして、3ページから8ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から11で、8ページですが、合計で件数は11件、面積は

52, 909. 85㎡で、その内訳は、田が38, 048. 85㎡、畑が

14,861㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

いずれの案件もあっせん等の希望はございません。

9ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1は、駐車場用地、番号2は、墓地用地、番号3は、庭用地でございま 以上件数は3件、合計面積は405㎡で、その内訳は、田が326㎡、畑が 79㎡でございます。 10ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権 移転) でございます。 番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は畑で239㎡でございます。 11ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借 権) でございます。 番号1、店舗用地の1件で、面積は畑で2,750.79㎡でございます。 12ページをお願いいたします。 報告第6号 時効取得による所有権の移転について、でございます。 番号1、これにつきましては、20年以上前の平成元年10月11日より、 権利者であるが、平穏・公然に占有しており、時効取得が完成してい ると判断されるものであります。 番号2につきましても、先ほどと同様、20年以上前の平成元年10月11 日より、権利者である が、平穏・公然に占有しており、時効取得が完 成していると判断されるものであります。 番号3につきましては、20年以上前の昭和48年11月1日より、権利者 であるが、平穏・公然に占有しており、時効取得が完成していると判 断されるものであります 以上件数は3件で、合計面積は、165㎡、その内訳は、田で76㎡、畑で 89㎡でございます。 報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いします。 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いします。 議 長 それでは、議案事項に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許 可・所有権移転)事務局の説明をお願いします。 13ページから14ページをお願いいたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (農業委員会許 可・所有権移転) でございます。 番号1、地区 橋北、受け人 、面積5,244㎡、渡し人

事務局

面積1,185.05㎡、申請地 上浜町六丁目 、台帳地目 況地目 畑、面積133㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しよ うとするものです。

番号2、地区 安東、受け人 、面積15,278㎡、渡し人 面積10,233㎡、申請地 納所町常 \_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、 面積149㎡ 外2筆で、合計面積574㎡。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小したい渡人からの要望 により、申請地を譲り受けようとするものです。

番号3、地区 片田、受け人 \_\_\_\_、面積4,746㎡、渡し人 \_\_\_、 面積11,791㎡、申請地 片田久保町崩レ\_\_、台帳地目 田、現況 地目 畑、面積616㎡ 外1筆で、合計面積1,036㎡。

これにつきましては、受人は、病気のため労力不足の渡人から申請地を譲り 受け、営農を拡大しようとするものです。

番号4、地区 豊津、受け人 \_\_\_\_、面積4,324㎡、渡し人 \_\_\_\_、 面積4,324㎡、申請地 河芸町一色石橋 \_\_\_、台帳地目・現況地目と も田、面積388㎡ 外10筆で、合計面積4,324㎡。

これにつきましては、親子間の生前一括贈与になります。

14ページになりますが、以上件数は4件で、合計面積は6,067㎡、その内訳は田3,388㎡、畑2,679㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に 影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番の橋北。

太田委員 2番 太田です。これは事務局の説明通りでございます。何ら問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 2番、安東。

太田委員 2番 太田です。これは受人が、渡し人の実家が近所同士でございまして、 信用おけるという事で、何ら問題はございませんので、ご審議よろしくお願い いたします。

議長3番、片田。

森 委員 3番 森です。本件は営農拡大のための所有権移転で、地元委員に確認をい たしましたが、特に問題はないという事でございます。よろしくお願いいたし ます。

議長4番、豊津。

丹羽委員 13番 丹羽です。先ほど説明があったように、親子の生前一括贈与で、現 況もきちんと耕作されています。問題はないと思いますので、よろしくお願い をいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょ うか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について(農業委員会許可・所有権移転)については、許可することに決定い たします。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業 委員会許可)事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、15ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員 会許可)でございます。

番号1、地区 辰水、申請者 ,申請地 美里町高座原宮之前 ,申請地 美里町高座原宮之前 , 台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積569㎡ 外1筆で、合計面積755 ㎡です。

これにつきましては、獣害のため、平成23年5月ごろに自営業の資材置場としたもので、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 村主、申請者 \_\_\_\_、申請地 安濃町連部ゆふけ\_\_\_\_ 台帳地目・現況地目とも畑、面積317㎡ 外1筆で、合計面積459㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件、合計面積は1,214㎡で、その内訳は、田が142㎡、畑が1,072㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

議長1番、辰水。

中川委員 20番 中川です。先般、もう1人の委員さんと現地確認をいたしました。 事務局の説明通り、平成23年ごろから獣害等によって、作物を作れない状況 で転用し、始末書も出ております。他への影響もございませんので、よろしく お願いいたします。

議長2番、村主。

平井委員 23番 平井です。場所につきましては、\_\_\_\_という所の道を一本隔てたところにありまして、特に許可されましても問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょ うか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定い たします

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請取下願について

	(農業委員会許可・所有権移転)事務局の説明をお願いします。
事 務 局	16ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請取下願について(農業委員会許可・所有権移転)でございます。 番号1、地区 明合、受け人、渡し人 外5名、申請地 安濃町田端上野畑田、台帳地目・現況地目とも田、面積826㎡外9筆で、合計面積5,285㎡です。 これにつきましては、建売分譲住宅用地への転用として平成25年8月20日に申請があり、9月19日開催の本農地部会において許可を認めた案件です。 譲受人に変更が生じたため、許可書を発行する前に、許可申請の取下げ願が提出されたものです。 なお、開発許可が申請中でありますことから、農地転用の許可証はまだ発行しておりません。また、次の議案第4号で、新たな受人での申請が提出されています。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
平井委員	23番 平井です。事務局の説明通り、地元としては何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認め、議案第3号については、許可申請を取下げることに決定いたします。 次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業 委員会許可・所有権移転)事務局の説明をお願いします。
事 務 局	17ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)でございます。 番号1、地区 草生、受け人、渡し人、申請地 安濃町草生柳、台帳地目・現況地目とも田、面積158㎡ 外1筆で、合計面積230㎡です。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 村主、受け人、渡し人 外1名、申請地 安濃町今徳礀、台帳地目・現況地目とも畑、面積226㎡ 外1筆で、合計面積432㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自ら経営する鉄工所の資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3 これにつきましては、議案第3号で取下げられました案件の新たな

申請で、地区 明合、受け人 \_\_\_\_\_\_ 外2者、渡し人 \_\_\_\_\_ 外5名、申請地 安濃町田端上野畑田 \_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 826㎡ 外9筆で、合計面積5,285㎡。

受人は、渡人から申請地を譲り受け、建売分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。 ご審議のほどお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

平井委員 23番 平井です。1番でございます。もう農業は継続できないということで、それはもうやむを得ないというふうな事でございますので、よろしくお願いいたします。2番、3番も続けてよろしいでしょうか。

議 長 はい、どうぞ。

平井委員 2番でございます。鉄工所の隣りでございまして、隣接の所も土地の使用者 も、全部説明をして、了解をいただいておりますので。これにつきましても、 許可されましても何ら問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

3番の案件につきましては、議案第3号と関連したもので、事務局の説明通りでございますので、特に問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょ うか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可することに決定いた します。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)でございます。

番号1、地区 神戸、借り人 \_\_\_\_、貸し人 \_\_\_、申請地 神戸品田\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積3,307㎡の内403㎡の転用になります。

これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を10か月間賃借し、水道工事のための作業場及び重機、資材の置場用地として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地区域内農

地になります。
番号2、地区 黒田、借り人 \_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_ 外3名、申請地 河芸町三行大広\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積247 ㎡ 外4筆で、合計面積1,408㎡。
これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を20年間賃借し、山林を含め3,345㎡を太陽光発電施設用地とするもので、パネル設置面積は約1,900㎡で、転用面積の56%程度になります。
なお、当該申請地につきましては、土砂採取後、耕作されずに無断転用の状

なお、当該申請地につきましては、土砂採取後、耕作されずに無断転用の状態になっていたことから、貸人4名からの始末書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件、合計面積は1,811㎡で、その内訳は田403㎡、畑1,408㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、神戸。

池田委員 1番 池田です。市の水道工事に伴う資材置場という事で、何ら問題はない と思います。よろしくお願いいたします。

議長2番、黒田。

丹羽委員 13番 丹羽です。これは太陽光発電施設ということで申請がありまして、 現況地は畑となっていますけれど、耕作はされておらず雑種地になっておりま す。山を削った跡地であり、日当たりの悪い部分もありまして、そこを除いて、 太陽光パネルを設置するという事で、太陽光の設置面積は56%だったと思い ます。問題なしと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありま した。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定い たします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用貸借)事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用貸借)でございます。

番号1、地区 椋本、借り人 \_\_\_\_、貸し人 \_\_\_、申請地 芸濃町椋本東豊久野\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,170㎡ 外2筆で、合計面積2,343㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と永年の使用貸借契約をし、申請地

を太陽光発電施設用地とするもので、パネル面積は $672 \,\mathrm{m}^2$ 、転用面積の $29 \,\mathrm{m}^2$ にあたります。

利用率が低い原因として、パネルから延びる影を避けるためパネルの間隔を 広くとる、メンテナンス用の通路をとる、中部電力の受電施設の改良工事のた め工事を2期に分けたためのロスが生じるなどの理由によりまして、転用面積 が小さくなっているという事です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 椋本、借り人 \_\_\_\_、貸し人 \_\_\_、申請地 芸濃 町椋本東豊久野\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積466㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と永年の使用貸借契約をし、申請地を一般個人用住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件、合計面積は2,809㎡で、その内訳は田466㎡、畑2,343㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、2番、椋 本。

田中委員 16番 田中です。1番、2番とも、私の報告ですので、よろしくお願いします。

1番、この案件は親子関係でございますが、先日、現地確認をしていただきました。何ら問題がなかろうという事でした。よろしくお願いしたいと思います。

2番、もう既に近隣に家がいっぱい建っておりまして、そこの中の畑という 事でございます。許可をしていただいても問題はないと思っております。よろ しくお願いします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょ うか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定い たします。

次に議案第7号 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局 20ページをお願いいたします。

議案第7号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 杜の街、願出者 \_\_\_\_\_ 、申請地 河芸町杜の街四丁目 \_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 山林、面積204㎡ 外1筆で、合計面積421㎡です。

2、3についても、関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

番号2、地区 杜の街、願出者 、申請地 河芸町杜の街四丁目

、台帳地目 田、現況地目 山林、面積945㎡。

番号3、地区 杜の街、願出者 \_\_\_\_\_ 外3名、申請地 河芸町杜の街 四丁目\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 山林、面積148㎡ 外1筆で、合計面積337㎡。

この3件につきましては、平成4年10月28日撮影の航空写真により雑木林となっていることが確認できますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定により、当該土地が耕作放棄され20年以上経過している要件に該当しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番から3番、 杜の街。

前田委員 14番 前田です。事務局の説明通りですので、問題ございません。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょ うか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第7号については、証明することに決定いた します。

> 次に別冊でお配りしました議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条の 規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積 計画の決定について、でございます。

別冊の表紙を1枚めくっていただきまして、津市農用地利用集積計画をご覧いただきたいと思います。

まず、各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で217, 672.  $91 \,\mathrm{m}^2$ 、畑の賃貸借で2,  $664 \,\mathrm{m}^2$ 、契約件数は81件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で13,713㎡、畑の使用貸借で1,407㎡、契約件数は8件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で58,  $032 \,\mathrm{m}$ 、契約件数は $18 \,\mathrm{m}$  でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で26,723㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1,271㎡、契約件数は10件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で12,875㎡、契約件数は6件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて

329,015.91㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて

5, 342㎡で、合計契約件数は123件、合計面積は334, 357. 91 ㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区44件、安濃地区11件、芸濃地区5件、美里地区2件でございます。

合計で、契約件数が62件、面積は239,600㎡です。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにい たします。

> 以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。 以上で第12回第1農地部会を終了いたします。

> > 午前10時43分

上記は、第12回第1農地部会の議事を録したものである。

平成25年 12月13日

議長

出席委員

出席委員